

へき地医療体制

▲へき地診療所

市町村名	医療機関名
北茨城市	北茨城市立水沼診療所
常陸大宮市	常陸大宮市国保美和診療所
城里町	城里町国保七会診療所

医師等派遣
・研修の実施

■へき地医療拠点病院

市町村名	医療機関名
北茨城市	北茨城市民病院
笠間市	県立中央病院
石岡市	石岡第一病院
常陸大宮市	常陸大宮済生会病院
水戸市	水戸中央病院

派遣医師等の
確保・調整等

・茨城県へき地医療支援機構

市町村名	医療機関名
笠間市	県立中央病院



診療の様子（美和診療所）

無医地区の定義

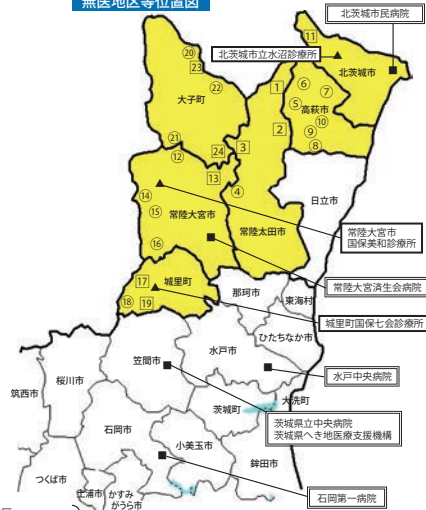
医療機関のない地域で、当該地区の中心的場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地域。

凡例

- ・・・へき地医療拠点病院
- ▲・・・へき地診療所

市町村名	地区名	No.
常陸太田市	里川 ※	1
	天竜院 ※	2
	上武生 ※	3
	金砂	4
高萩市	上君田	5
	下君田	6
	横川	7
	中戸川	8
	大能	9
	若栗	10
北茨城市	小川 ※	11
常陸大宮市	久隆	12
	北富田 ※	13
	大岩	14
	油河内	15
	相川・光戸・檜山	16
城里町	塩子 ※	17
	赤沢	18
	大真 ※	19
大子町	北吉沢・中郷	20
	栃原・大沢	21
	外大野・内大野・高柴	22
	高田 ※	23
	北富田 ※	24

無医地区等位置図



無医地区：15地区
※無医地区に準じる地区：9地区
2024年1月1日時点

※無医地区に準じる地区・・・無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区。